



「土木工事監督技術基準」の橋梁上部工（工場検査）に係る運用について（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成11年3月1日

河 第 325 号
平成11年3月1日

部内各課（室）長
各土木事務所長
鳥取港湾事務所長
姫路鳥取線用地事務所長

様

土木部長

「土木工事監督技術基準」の橋梁上部工（工場検査）に係る運用について（通知）

このことについて、別添のとおり定めたので、平成11年4月1日以降契約のものから適用してください。

「土木工事監督技術基準」における橋梁上部工（工場検査）に係る運用

- 1 適用範囲
鳥取県土木部が発注する橋梁上部工の工場製作の監督業務に適用する。
- 2 運用方針
(1) 工場検査について
鋼 橋
材料・原寸検査は製作者の自主管理とし、工場での立会検査は行わない。
仮組立検査は、原則として工場で立会検査を行うものとする。
ただし、仮組立を簡略化（シュミレーション等）できる構造の橋梁（参考資料による）は、仮組立の実施の有無に関わらず立会検査は行わない。また、仮組立の簡略化ができないと積算した構造の橋梁であっても、仮組立の簡略化ができ、仮組立を実施しない場合は、立会検査を行わない。（別表参照）

工場での立会検査を行わない場合は、管理資料等の提出を受け、適切な製作施工が行われていることを確認する。

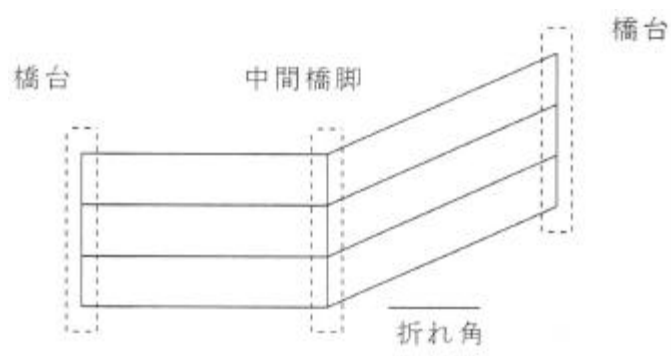
工場検査を実施する場合は、担当事業課と協議すること。
- 3 積算基準
シュミレーション等の簡略化した仮組立方法の適用範囲に該当する場合は、仮組立工数を低減して積算する。
実仮組立及び簡素化のいずれの方法で積算した場合であっても、実際の仮組立方法による変更設計は行わない。

【参考資料】 簡略化（シュミレーション等）による仮組立

- 1 積算基準への掲載
平成10年度より、本体の仮組立を簡略化する方法が明記された。
- 2 適用範囲
下記の全てに該当する場合は仮組立を簡略化することができる。
(1) 鈑桁であること。
(2) 直橋であること。
(3) 斜角が75度以上であること。

なお、「(2) 直橋であること。」の取り扱いについては、下記条件を満足する折れ角を有する橋梁を含む。

- 1) 2 径間以上の連続鈑桁橋であること。
- 2) 中間橋脚上で折れ角を有すること。
- 3) 桁間隔は一定で変化しないこと。



折れ角を有する橋梁の例

別 表

積算条件と実施との関係による立会検査の実施について

		施 工 時	
		簡略化を実施する	簡略化を実施しない
積 算 時	簡 略 化 有	立会検査しない	立会検査しない
	簡 略 化 無	立会検査しない	立会検査する